



1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成24年12月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小 貫 芳 信

裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美

これは正本である。

平成24年12月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史